

村山地方農業の発展構造

——東北における一地域の農業発展過程を中心にして——

大 場 正 巳

一、序説

(1) 生産構造——土地所有関係を中心として

(2) 農民運動

- 二、村山地方農業の近畿的性格
- 三、村山地方農業の発展構造

(3) 商品作物の盛衰

四、結び

一、序説

1 農地改革前における東北農業の位置づけは「土地所有制と農耕形態との相互規定性」に関する基本的な型として、「近畿型」に対する「東北型」として類型立てられてきた。⁽¹⁾ その土地所有制についての地域性は、

| 明 治 未 期 | | 大 正 昭 和 | | 昭 和 一 五 年 | |
|-------------|-------|---------|-------|-----------|-------|
| 自作農比率 | 小作農比率 | 自作農比率 | 小作農比率 | 自作農比率 | 小作農比率 |
| 東 北 区 | 大 | 小 | 大 | 小 | 大 |
| 近 畿 区 | 小 | 大 | 小作化傾向 | 小 | 大 |
| 村山地方農業の発展構造 | | | 自作化傾向 | | |

即ち「東北区の小作化傾向と近畿区の自作化傾向との対向である」⁽²⁾として把握され、さらに農耕（生産）形態についての両地域の差は現在（昭和初期から戦時にかけて）においても更に溯つて（明治後半期において）も存在したことが指摘されている⁽³⁾。即ち

| | 労働集約の程度 | 貨幣経済の深浅 | 生産技術の高低 |
|-----|---------|---------|---------|
| 東日本 | 粗放 | 浅 | 低 |
| 西日本 | 集約 | 深 | 高 |

としてである。

以上の「土地所有制と農耕形態」との内面的統一的把握の一指標として、両地域の段階的差を「米作労働生産性の発展水準」⁽⁴⁾にみると、

| 作付反別 | 段当収量 | 石当支出 |
|------|------|------|
| 東北段階 | 大 | |
| 近畿段階 | 小 | |
| | 大 | |

という「進歩的傾向の近畿段階と停滞的傾向の東北段階との対立となつて、自己表現している」ことが指摘され、この対抗関係はまた両地域の「農業の再生産構造」にも広く妥当し得るものであつた。

このように農地改革前における東北農業構造の発展段階は、その「総体性」においてもまた「内面的連繋」においても、近畿段階との対比において後進性を規定されて來たのである。

いままこのように農地改革前における近畿型東北型の農業発展の段階的差が、その「総体性」においてそのまま確認されるとしても、この「地域的対抗関係は農地改革によつて根本的に変化させられ、全般的に大巾に自作化が進行」

すると同時に「相対的意味で東北の自作型と近畿の小作型という逆転した地域的対抗関係をじめす」にいたり、また特に米生産構造の地域性についても、「もはや戦前の意味において東北型と近畿型、ないし東日本と西日本との段階的規定をそのまま通用することは不可能になつてきている」と指摘されて⁽⁵⁾いる。

以上の如き考え方は概ね、一律に東北地方の各地農業に当てはめて可なるものであろう。特に今次農地改革のもたらした効果、従来の劣悪な生産関係に及ぼしたこの制度的な意義は極めて高く評価さるべきことには異議をさしはさまない。しかしながら等しくかかる好ましい条件変化の恩恵をうけつゝも、それに對する反応の仕方が東北各地農業においてそれぞれ必ずしも一様でないことは充分注意されなければならないであろう。即ち極端にいえば、一方において従来極めて後進的な数多くの農業地帯があり、ここでは今次農地改革もたとえは僥倖に与えられた未だ身丈に合わぬ衣裳の観を呈するのに対し、他方では古くより可なり進んだ段階の農業が営まれ、従つて従来の生産関係を極めて桎梏に感じじつあつた少なからぬ地域の存在したことである。端的にいいうならば東北地方においても單純に、一義的に、東北型として規定し去り得ないような、或は農耕形態としては現実に極めて發展的要素をもちながらも土地所有制の重圧によつて押しひしがれて来たような、数多くの地域を含んでいたのではないだろうかということである。後者こそ何等かの形の土地改革を曉望し、またそれに対する潜在的ではあるが積極的なエネルギーに外ならなかつたものである。農地改革後の東北農業の評価もかかる地域性を無視しては正当には成立し得ないであろうし、またこれらは改革後の東北農業の躍進を理解する上に無視し去り得ない一面であろう。

以下吾々が商業的農業地帯として古い歴史を有する山形県村山地方農業の生産構造を追求する意図もここにあるのである。

なお山形県村山地方とは、現在山形市を含む東・西・南・北村山郡からなり、昭和一〇年の耕地面積は四六千町、農家戸数四三・六千戸からなり、各々山形県の三三・八%、四三%を占めている。

2 いうまでもなく農業における商品生産の展開は、その「社会の経済的構造の発展段階によつて制約されると同時にまたそれを反映する」、即ち農業発展の主要な指標となる。

農業における商品生産の発展はすでに徳川時代において顕著であつた。このような自然經濟崩壊への動向は、その時代の立地的諸条件の差異に基いて地域性を形成していくことが出来よう。ひるがえつて明治維新以降資本主義の發展とともに商業的農業の展開は、このような自然的地域分化を基調として發展しながらも、他面市場需要の多様化と交通機関の整備如何によつては從来と異つた農業生産の地域性を形成する。このような商業的農業を基調とする農業生産の分化と地域性が、何よりも日本農業における段階的差（東北型—近畿型）の基底をなしていいたといふことができる。より具体的には前述したように農業經營における東北型近畿型の差異は、「第一、労働集約の程度、第二、貨幣經濟の深浅、第三、生産技術の高低」をもつて指標とすることが出来るが、この三つの指標は同時にその「全面的連繫」において個別に現象すると考へることも許されよう。即ち、「労働集約の推進に伴つて貨幣經濟も發展する」という関係においてである。

先ず村山地方の貨幣經濟の指標を、「作物の種類」とその「推移」のなかにとつて検討を進めよう。

すでに徳川時代において、近畿地方にはかなり広範な商業的農業の展開があり、東北地方にその動向が微弱であつたことが近畿型東北型の段階的差を示す指標となつたことは否定されない。しかしながら東北地方の農業生産が近畿地方の棉作藍作に比すべき商品作物をもち得なかつたとはいゝ、自然的条件ないしは後述するような領域經濟の社會

経済構造の在り方如何によつては、東北地方でも商品作物の栽培がかなり広範に行われてゐることは注目を要するであろう。その幾つかの事例をあげると次のようである。

一、文化一四年の『新編会津風土記』より商品的な農作物を例示すると、

糸（耶麻郡）、真綿（川東組小田村）、苧（大沼郡）、苧麻（同上）、紙（河沼郡）、蠟（猪郡）、烟草（大沼郡、会津郡）

二、明治六年『雄勝平鹿両郡物産調』（服部之総『幕末秋田藩の木綿市場及び木綿機業』三八頁より農産物のみ転記）

雄勝郡（秋田県）

雄勝郡（秋田県）

生糸、麻糸、藍（上院内宿）、生糸、真綿、蚕種（下院内宿）、生糸、真綿、蚕種麻糸、貢（横堀村）、生糸、真綿、蚕種、茶（湯沢町）、貢、藍、生糸、真綿、蚕種（岩崎町）、麻糸、松脂、紙（西馬音内前郷村）、餉餉、貢、麻糸、生糸、真綿（稻庭村）、平鹿郡（秋田県）

木綿、生糸、真綿、蚕種、藍、茶、貢（横手町）、生糸、真綿、貢、菅（増田村）、木綿、生糸（浅舞村）木綿、生糸、蚕種、紙（角間川村）、酒（大森村）、生糸、木綿、紙（阿氣村）、

三、その他『東北産業經濟史』によると宮城県（第三卷三六一頁以下）

楮（刈田郡中目村、森合村、齊村、五賀、平、小原、深谷村、伊具郡丸森、大蔵、川張耕野、名取郡前田、柳生、熊野堂）
茶（長町、根岸、小田原、牡鹿郡石巻、牧山その他飯野川地方）

岩手県及び青森県南部地方（第六卷三一八頁以下の「海陸他領出御役御定物」より農産物のみについて転記）

大豆、小麦、粟、小豆、大麦、かき、栗、そば、染藍、真綿、麻糸、切煙草、駄斗たばこ、蠟、

青森県津輕地方（第五卷二九〇頁以下）

漆（同三〇八頁には「田畠に統き國産の第一」と記してある。）

以上断片的な資料ながら後進的とされる東北地方においても、すでに藩制時代においてかなりの商品作物生産の發

展があつたことがうかがい知られよう。

- (1) 前例の如き旧い商業的農業地帯。
 (2) 新興地帯。……典型的なものとしては青森県津軽地方のりんご栽培地帯。仙台白菜の名をもつて知られる宮城県の名取・宮城・牡鹿郡地帯。福島県の伊達・安達・信夫郡を中心とする養蚕地帯などであるが、ここでは資本主義の発展のもつ立地的経済諸条件、例えば交通立地はもちろん、社会的条件（即ち逆な意味においてではあるが、戦前の日本農業の地域型が地主的土地位所有を一つの大きな要因としていたこと等）さえ存在するならば、東北地方においても急速な商業的農業の発展が可能であつたことを示す。

吾々が以下に検討しようとする村山地方は、福島県会津、秋田県南、青森県の三戸地方とともに、以上に掲げた類型に従えばその(1)に属するものである。

即ち商品作物の栽培は古く徳川初期以降山寄り地方において青芋の生産があり、下つて中期以降、紅花の生産について

第1表 東北各県のりんご、白菜、産額額の全国対比

| | りんご | | 白 菜 | | 蚕 蘭 | |
|---------|-------|-------|-----|-------|---------|-------|
| | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % |
| 青 森 | 7,843 | 90.2 | — | — | 258 | 0.1 |
| 岩 手 | 85 | 0.9 | 39 | 7.1 | 2,872 | 1.0 |
| 秋 田 | 9 | 0.1 | — | — | 734 | 0.3 |
| 宮 城 | — | — | 84 | 15.3 | 5,202 | 1.9 |
| 山 形 | — | — | 4 | 0.8 | 7,104 | 2.6 |
| 福 島 | 184 | 2.2 | 21 | 3.8 | 10,083 | 3.7 |
| 東 北 合 計 | 8,123 | 93.4 | 148 | 27.1 | 26,254 | 9.5 |
| 全 国 | 8,693 | 100.0 | 550 | 100.0 | 275,557 | 100.0 |

1. りんごは『りんご販本』137頁、昭和14年「各県別りんご取扱金額調」による。
2. 白菜は逸見謙三『近郊蔬菜園の成立条件』第5表「品目別產地取扱高」による（昭和10年調）。
3. 蚕蘭額は昭和6年『農林省統計表』による。
4. 東北合計と各県別を合計したものは1,000円未満の切捨により必ずしも合致しない。

は、俗に「最上千駄」（一駄は主として三〇貫）といわれるまでの発展をみた。当時の村山地方の村名細帳或いは最上川河畔の大石田港における輸出品に対する「役物之覚」等によれば、蠟・漆・真綿・桂油・紙・煙草等多くの商品作物及び加工品の生産が行われ、更に移出されていたことを示している。これら商品生産の発展は、当然にいわゆる東北農業における村山地方の農業生産構造を独自のものとする。

註（1） 山田勝次郎『米と蘭の経済構造』一三頁。

（2） 栗原百寿『日本農業の基礎構造』九九頁。

（3） 戸谷敏之『徳川時代における農業經營の諸類型』一頁。尙農耕形態と土地所有制との関連を東北地方については、前に記した事情に対応して「大地主の数多く、而も一面名子制度のごときものを残存させている。けだし、小作農として独立經營を持つことさえ出来ない弱者の存在は大農經營の恰好な成立地盤を提供」してきえいるのに対し、西南日本の農業經營は同じく前述の事情に対応して、「自作農の土地喪失と小作關係の拡大が起り、その反面所に依つては農民の富裕化も見られる」といわれる。

（4） 山田前掲書一四頁以下。

（5） 栗原『現代日本農業論』七九、二二二頁。

（6） 今田信一『最上紅花史料』一七六頁以下に「幕府が出羽最上の国産に目をつけ、その最上川口輸出品中から、役物を選定し、課税徵収をするようになつたのは寛文以前からのことである。袖中雜錄に

大石田ニ而役物之覺

一、青苧三八貫目入 此役銀七匁 一駄

一、紅花三〇貫目入 ク 六匁 ク

一、臘漆四〇貫目入 ク 八匁 ク

一、真綿三二貫目入 ク 八匁 ク

一、荏油 一駄 此役丁錢百文

一、胡麻 クク 京錢七〇文
一、水油 クク 京錢三五文

という課税標準がみえている。なお後にこの課税額には変更があつたが、その物産の豊富なことがうかがい知られよう。

二、村山地方農業の近畿的性格

吾々は前項においてすでに村山地方農業が、いわゆる東北型農業とは異なる出発点を持つたことを示したが、ここではやや具体的にその生産構造に立ち入つて、その諸性格を検討してみたい。

1 土地所有。わが国資本主義の発展にとって、明治維新における近代的土地区劃確立への指向は重大な社会的変革の一つであつた。とはいへ徳川封建制の妥協的解消にともなう絶対主義国家の成立と、それによる膨大な土地の贈込み、及び旧社会の所有關係をそのままに継承せしめた百姓持地の確認は、この同じ基礎の上に発展する資本主義と相互規定的に展開する。しかし東北地方においては、徳川末期においても比較的純粹な形で封建制が保たれ、従つて前期資本の蓄積ないしその資本の機能の仕方が近畿地方に比べて微弱であつた。⁽⁷⁾

これを端的に示すのがまず明治初期より中期にかけての小作地面積割合における近畿地方の小作型に対する東北地方の自作型である。第二表に見るよな明治中期におけるこの両地方の土地所有制にみられる対照性は、前期資本の量的ないしはその機能の差如何によるものであるといふことができる。しかるに、村山地方においては東北地方一般の土地所有關係とは異つた、むしろ極めて近畿地方に接近した土地集積過程を示している。即ち同表によつて近畿地方の明治一六年における小作地面積割合と明治一八年の村山地方のそれを比較すると、近畿地方の三七・五%に

対し村山地方はやや年次がずれるが四九・二%とこれを凌駕さえしている。東北地方の同年次における一七・三%とは、比ぶべきもない。

村山地方が東北中央部の一盆地に位置しながらも、封建制下における特異な農業生産の発展とともに、前期内資本の質量的な差違は、土地所有關係を通してみた本源的蓄積の過程において東北型とは質的に異つた、むしろ近畿型的性格をもつた展開を示したと理解してよいのではないだろうか。これが村山地方の近畿型性格と考えられる第一点である。

2 経営規模。日本の農業經營の特色がその極端な零細性にあることは周知のとおりである。先にも述べたように東北地方の農業が自然的・社会經濟的条件によつて生産性が低く、農業生産を維持するためには西南地方に比してより大きい規模の經營がなされねばならなかつた。しかしながら、近畿地方に対しても東北地方が二倍以上の面積を經營していることは、単にそれが自然的要因によるものでないことはいうまでもない。即ちその農業をとりまく歴史的・經濟的条件如何によつては、第三表に示す村山地方のように東北地方の一三・四反に対し八・二反と、經營の零細化が促進されているのをみると出来るのである。

3 生産力——米反収の推移を中心に。農業生産力の發展が、以上に述べてきた土地所有關係、經營規模など、

第2表 明治中期の小作地割合

| | 年 次 | 耕 地 総 面 積 | 自 作 地 合 | 小 作 地 合 |
|------|-------|--------------|------------|------------|
| 東北地方 | 明治16年 | 512,714 | 72.7 | 27.3 |
| | 20年 | 752,324 | 70.2 | 29.8 |
| | 25年 | 790,560 | 67.7 | 32.3 |
| 近畿地方 | 16年 | 288,730 | 62.5 | 37.5 |
| | 20年 | 423,770 | 54.3 | 45.7 |
| | 25年 | 469,208 | 56.3 | 43.7 |
| 村山地方 | 18年 | 38,699 | 50.8 | 49.2 |
| | 23年 | 43,800 | 55.1 | 44.9 |
| | 28年 | 44,253 | 50.2 | 49.8 |

木下彰『日本農業構造論』339頁の表による。村山地方は『山形県統計書』。

いわゆる生産構造によつて規定されることはいうまでもない。

いま近畿型東北型の諸県並びに村山地方の米の反当収量を示せば第四表のように、近畿地方と東北地方では明治中期に反当米収量に〇・五石の差を示す。これに対して村山地方の明治一八七二七年の平均反当収量は一・五五石で、東北地方の一・一八石よりは〇・三七石高く、より近畿地方に接近した反収をあげていることを知ることができよう。

以上、土地所有関係、經營規模、米の反当収量の三点について簡単に東北地方における村山地方農業の特殊性を、近畿地方との対比において摘出してみた。これによると少くとも明治中期までは、村山地方農業の生産構造はいわゆる東北型的生産構造一般よりもむしろ近畿型的性格により近いものであることがかなり明瞭に指摘せられるようである。

次に以上のような村山地方農業の近畿型的生産構造が、いかなる社会経済構造の発展段階によつて規定されて来たかを究明し、社会経済構造の変革——徳川封建社会の崩壊と資本主義の発展——にともなつて如何なる発展過程を辿つたかを、主として代表的な商品作物の盛衰を通して追求してみよう。

第4表 米反当収量の地方別比較（明治16～23年）

| | 石 |
|---------------------|------------|
| 近畿地方 | 奈良県 1.771 |
| | 大阪府 1.754 |
| | 滋賀県 1.780 |
| | 兵庫県 1.539 |
| | 四県平均 1.772 |
| | |
| 東北地方 | 宮城県 1.254 |
| | 山形県 1.361 |
| | 秋田県 1.130 |
| | 岩手県 0.957 |
| | 四県平均 1.175 |
| | |
| 村山地方 (明治18年～27年) | 1.551 |

山田勝次郎『米と蘭の經濟構造』11頁、村山地方は『山形県統計書』。

第3表 農家一戸当たり畠畝面積の地方別比較

| | 田 | 畠 | 合計 |
|------|----------|-----|------|
| 東北地方 | 反 | 反 | 反 |
| | 宮城県 9.0 | 4.3 | 13.3 |
| | 福島県 6.5 | 4.3 | 10.9 |
| | 秋田県 11.7 | 4.0 | 15.9 |
| 近畿地方 | 三県平均 9.1 | 4.2 | 13.4 |
| | 京都府 4.2 | 1.4 | 5.6 |
| | 大阪府 4.4 | 1.8 | 6.2 |
| | 滋賀県 4.9 | 0.8 | 5.7 |
| 村山地方 | 三県平均 4.5 | 1.3 | 5.8 |
| | 南村山郡 4.8 | 2.4 | 7.2 |
| | 東村山郡 5.5 | 1.0 | 6.5 |
| | 西村山郡 5.6 | 3.5 | 9.1 |
| | 北村山郡 5.1 | 5.0 | 10.1 |
| | 村山平均 5.3 | 2.9 | 8.2 |

第2表備考に同じ、396頁。村山地方は明治18年『県統計書』。

(註(7)) 木下彦『日本農業構造論』、『後進地域の農業構造』三四九頁以下。

三、村山地方農業の発展構造

(一) 商品作物の盛衰

東北地方における商業的農業の発展については、先に地域的、時代的に二つの型を指摘したところである。即ち旧徳川時代に商業的農業が発展した地帯と、新たに明治以降資本主義の発展とともに新興地帯とである。この場合、第二類型の地帯、即ち青森のりんご、宮城の白菜栽培地帯が新たな条件に適応してますます発展する可能性をもつてのに対し、第一類型の会津、秋田県南部、及びここに掲げる村山地方の商業的農業は、それが前社会の経済構造を基調として発展したものであるだけに、第二類型の地帯とは自ら異つた展開を示すことは容易に推察されるところでであろう。いま村山地方における主要商品作物の盛衰を徳川時代に溯り、さらに最近に至るまでを跡付けることによってこの間の事情をうかがつてみよう。

1 紅花（正保慶安以降明治初期、一六四〇年～一八七〇年代） 紅花^{べにばな}の需要は、第一に紅染染料としての機業の勃興に依存し、第二に化粧料、第三に燈油に負うが、その最たる消費は染料としてのそれであつた。従つて村山地方の紅花栽培の発展は、京阪地方における機業の興隆、特に西陣機業の発展と友禪染の普及に負うものである。

『最上紅花史料⁽⁸⁾』によれば、紅花の栽培は元祿・弘化・文政・天保にかけて広く九州より奥羽にかけて栽培された。元祿四年版『日本鹿子』に「相模・伊賀・上総長南・出羽最上・筑後・薩摩」。

弘化四年版、小野蘭山述『重訂本草綱目啓蒙』に「奥羽仙台・出羽山形・谷地・三春・肥後・伊勢・美濃」。

文政一〇年、佐藤信淵『經濟要録』に「紅花を作ること羽州村山、最上の二郡頗るその法を得て極上品を出す。」

天保一一年、大阪出版一枚刷『大日本國産相撲』に西の「小結阿波藍玉」とならんで東の「小結最上紅花。」などが掲げられている。

村山地方における紅花栽培の起源は明らかではない。同じく『最上紅花史料』によれば、慈覚大師か安然大師の頃の移植かともあるし、また下つて天正七年（一五七九年）に、時の領主最上義光が湯殿山神社に奉幣として「一貫」一百匁の紅花を納めた記録があることなどからして、當時紅花の產出があつたとしても極めて少なかつたであろう想像されている。

この紅花がかなり広範に商品作物として栽培されるのは徳川初期末から中期にかけてである。當時村山地方の紅花総生産量は明らかでないが、正保慶安より若干下つて享保以降文政までの生産量を示せば次のようである。

| | | |
|-------|-------|----------|
| 享保一〇年 | 最上 | 四〇〇駄 |
| 内谷地 | | 四〇々 |
| 同 一三年 | 谷地 | 七八々 |
| | 山形 | 三〇〇々 |
| 同 二〇年 | 谷地 | 一一〇々 |
| | 山形仙台合 | 五五〇々 |
| 宝曆 二年 | 酒田 | 五〇〇一六〇〇々 |
| 谷地 | | 一一〇〇々 |

同五年 最上(酒田着) 一、一〇〇々

内谷地

三五〇々
五六〇々

同一〇年 最上

九〇〇々
九〇〇々

明和二年 最上

七〇〇々
七〇〇々

同七年 大石田着

一、二〇〇々
一、二〇〇々

寛政八年 最上

一、四〇〇々
一、四〇〇々

同一二年 最上

六〇〇々
六〇〇々

文化八年 最上

五〇〇々
五〇〇々

文政四年 大石田表

以上のように生産量は漸次増大し、寛政年間に千駄を上廻つてゐる。この地方の紅花生産高が前記のように「最上千駄」といわれてゐることなどからして豊凶を平均すればこの程度の產出をみたとしてよいであろう。
次に紅花の価格と他の諸物価との比較を行うことによつて、その生産額を推定してみよう。即ち弘化四年(一八四七年)の米、大小豆の価格は

一、町米一俵ニ付 代金一分六〇〇文

一、大豆一俵ニ付 代金二朱六〇〇文

一、小豆一俵ニ付 代金一分ノ内百文反り

であり、弘化五年(嘉永元年)には

一、米一俵ニ付 代金一分一五〇文

一、大豆一俵ニ付 代金一分二〇〇文

一、小豆一俵ニ付 代金一分五五〇文

であつたことが記されている。他方紅花の反当収量は、干上りで上畳五貫、中畳四貫、下畳三貫といわれているから平均して四貫とみることが出来よう。弘化頃の紅花一貫の価格は一分と記されているから、米と比較すれば反当り一五俵前後の収量をみると等しいこととなる。これから村山地方の紅花畠面積を推算すると一反歩平均四貫とすれば「最上千駄」の作付面積は大凡八〇〇町メ、〇〇〇町歩であつたとみることができる。

かかる大きな面積に、しかも徳川中期以降明治初期の長期間に亘り、僻遠の地たる村山地方に商品作物としての紅花が生産されてきたことは、一般的な東北型における後進性をもつては解明し得るものではない。

しかも、この紅花の生産が村山地方農業発展の大きな条件たり得たのは、少なからずその流通構造に起因するものであつた。

即ち農民経済の商品化に対する上からの、いわゆる「領主経済の商品化」⁽⁹⁾としての仙台藩にみられる「米専売」「塩専売」や薩摩藩の「商業的貢租的收奪と農民の商品生産成果の封建的收奪」の下に発展した商業的農業ではなく、前掲『紅花史料』(一三一頁以下)によれば「京保以前は、その移出組織に何等の統制なく、目早と称する——俗にサンペともい——仲買人と、或は地方の荷主と上方問屋の自由契約で行われていたものであつた。それが元禄から享保と時代が進み紅花の産額も増加してくると、生産者対目早と問屋、或は問屋対問屋の間に色々取引上の紛糾が生じて來るのは当然である。ここにおいて享保二十四年(一七二九年)になると山形の紅花商近江屋作右衛門が山形紅花定法というものを作り、運賃口錢を一定し、お互の不安と紛争とを一掃した。……この定法は後年になるに従つて

少しづつ変化はあつたけれども大体はこういいう標準によつて送られた。」しかもこれらの商人乃至問屋は封建権力との結合による特權の商人ではなかつたと推察される。⁽¹⁰⁾ ことから、生産者対商人乃至商人対商人の紅花の売買は、一応ほしにまゝな流通過程或は方法によつたものであつたと見ることが出来よう。この間にあつて領主による干涉・荷役制度は公料・私料によつて課税額に相違がみられ、また時代によつて差があるが、寛文年間の「紅花三〇貫目入、此役銀六匁」から、延京年間には「正味三二貫目入、此役銀一分二朱」と増額されている。當時紅花一駄＝三〇～三三貫は約七～八両であつたことから、課税額は極めて低率であつたといふことが出来よう。

こうした流通過程における無制約性と、他方後述する村山地方の領域經濟の特異性に基く、上からの、紅花その他の四木三草にわたる獎勵が、以上に述べてきた紅花生産の發展をもたらしたのである。

このような地方的な商業的農業の發展は、当然に農民經濟をより深く貨幣化⁽¹²⁾ し、農業生產構造を変革せしめたであろうことは否定できない。

しかし、以上のような村山地方商品作物の大宗たる紅花生産も、明治維新以降諸外国との交易の進展と化学工業の発達とともになつて一途衰退の過程を辿る。再び『紅花史料』によれば、「明治三年、畑方は紅花不宜候處に下直に而百姓一同大きに困込候」とあり、これに対しても明治九年には生糸の価格の高騰を伝え、また明治一七年には「在西村山郡初本郡（東村山）多栽紅花油

第5表 明治初期の紅染染料の輸入量

| | 明治7年 | 明治10年 | 明治13年 |
|------|------|-------|-------|
| | 千斤 | 千斤 | 千斤 |
| 蘇木 | 531 | 440 | 141 |
| 栲皮 | 200 | 69 | 331 |
| 五倍子 | 222 | 5 | — |
| 紅花 | 270 | 280 | 209 |
| その他 | 4 | 32 | 15 |
| 化学染料 | 160 | 237 | 688 |

『帝国統計年鑑』各年次による。

化学染料は内訳不明で紅染々料以外を含むと思われるが、参考のために記しておく。

「菜而近歲洋舶所齎來洋紅石油價甚賤乃換以桑茶云々」と紅花の不況を伝えている。

殆んど徳川中期より明治初期まで二百余年間に亘つてわが國唯一の紅染染料であつた紅花も、國際的な商業の發展によつて驅逐されて行く。即ち「凡ての文明諸國民にとつて、その採用が死活問題であるところの新産業——それは最早國內の原料だけではなくて、遠隔の地に属する原料を加工し、且つその製品は単にその国だけではなくて、全世界の至るところで等しく消費される産業——は、旧來の自給的、封鎖的な國民的産業を破壊し、驅逐する。」

綿業、製糸業がむしろ新産業としてわが國經濟の死活の鍵を握つたのに対し、その一加工過程たる紅染過程の原料としての紅花栽培は、自給的封鎖的な國民的産業として葬り去られる運命をもつていた。

〔註（8）〕 今田信一『最上紅花史料』日本常民文化研究所研究叢報第五七、昭和一七年刊。

〔9〕 堀江英一『封建社會における資本の存在形態』五四頁以下。

〔10〕 封建的權力者と商人の結びつきは普通一般に商人の領主への「高利貸付的形態」をとるといわれる。この代價として領内物産の売買に特權を獲得する場合、その商人は極めて限られるであろう。にも拘わらず紅花商は地元・京都・大阪・名古屋などを加えて相当數に達したこと、第二には前述するよるに村山地方の領主の転封がしばしばあつたことから特權的制度の持続は不可能であつたことなどがあげられよう。尙詳細は前掲『紅花史料』の「紅花荷役制度」「紅花問屋世話所制度」を参照。第三に、『東村山郡史』卷二、一七六頁に「安永元年壬辰七月、是より前、京都の商菜、村山郡出産の紅先世話所を置き、運上金を入れ以て売買権を専らにせんことを幕府に請う。代官野田彌市右衛門等可否を各村名主に詢う。各村これを不可とす。」との記録もみえる。

〔11〕 『東村山郡史』第四卷五七頁以下に「寛政六年甲寅正月、村山郡柏倉領代官細小右衛門覺書を領ち農民を戒飾す」とあるなかに「畑作物桑楮漆の四木、麻藍紅花の三草、其外先達而被仰渡候莊は宜品に而、百姓の為には手代供廻村の砌、または村役人御用席役所へ申可出候。但四木三草共土地によるべき事、惣而の植物草木に限らず、其土地を見計い土地相応いたし御益に茂相成り、其所の為にも相成候品相考可申候。是等の趣農業全書に委細相見候」と、たんなる獎勵のみではなく、そ

の栽培方法についてまでの指示を与えていた。

尙當時村山地方——とくに紅花栽培地帯の技術段階を示すものとして肥料の種類をみると（同『那史』卷三、二〇頁）
「、田こやし、花かす、そうちら（醸酢）かす、こぬか買納あくぬかへ切受用申候
一、畠こやし、花かす買納あく切ませ用申候

など肥料購入の事実が記されている。

(12) 貨幣經濟滲透の一端を示すものに石代金納がある。即ち『東村山郡史』卷二、一二五頁に「宝曆九年巳卯五月、幕府村山
郡代官に令し、石代金納法を更め、其標準価格は一〇月一五日以降同三〇日に至る山形・新庄・東根・左沢・酒田等、各市
場の平均価格により、金一両に米三斗高を以て定石代となさしむ」とあり、続編卷一、二〇頁にも「米納を停め金納となさ
れんことを請願」すなどが掲げられている。

2 はつか 紅花栽培の後を襲つて明治中期前後に村山地方の商品作物として栽培され、発展をみたものに輸出用 農作物としての「はつか」がある。

明治以降わが國農作物の変遷一般にみられる特徴は「国内關係においては水田により、貿易關係においては海外農
業の生産力によつて粗放的作物は排除され、集約作物へ」の移行として現象する。もつとも未だ封建性の濃く残存し
た東北農業においては、商業的農業の發展は多くの制約を受けざるを得なかつた。けれども大局からみて農民自体の
商品生産者としての意識は、有利な農作物の栽培へとおもむいたこともまた否定されぬ事実である。

かくして村山地方における主要商品作物の盛衰も「価値の低い従つて収益の少ない粗放作物（例えば雑穀）の減少、
価値の高い集約作物（例えば桑、菜種、但し加工労働を含めて）の増加」の過程を辿る。

かかる典型的なものとして村山地方の「はつか」栽培が明治一〇年代に始る。再び『紅花史料』によれば、「明治一
七年秋より薄荷流行に付、明治一八年秋迄山形管内（村山地方）凡そ畠五、六分通り植付候」といわれるまでの發展を

みる。もちろんこれと時を同じくして徳川時代より次第に発展して來た養蚕があつたが、明治五年の『山形県勧業布達』にみると「從来田畠作付の地たり共可相成桑茶の類植付申」と未だ獎励の段階にあり、さほどに急速な発展は望み得なかつた。これについては次の項で検討する。

明治中期における村山地方の「はつか」の作付面積は第六表のようである。当時の村山地方の畠面積は約一七千町歩で「はつか」の栽培面積は約一〇%強の一、九〇〇町にしかすぎないが、これが支配的な維穀生産の中にあつて、桑作の未だ伸展しない時に有した意義は見逃せないであろう。しかもこの「はつか」栽培は養蚕業とは異つて、「上から積極的に奨励した形跡がないけれども異常な発達を遂げて全国一と謳われるようにになつた」といわれるところに、紅花栽培衰退後の農民的な商品生産の展開を知ることが出来るであろうし、更に「はつかは乾草にて売買するものなく農家各自取卸を製して仲買人に販賣するのを常とす」ることからして、低い段階ではあるが加工過程の一部までも生産農民によつて行われる程に発展していくのを知ることが出来る。

当時の「はつか」栽培の生産費ならびに収支は第七表の如くであり、当時の米価一石八円前後に比較すれば「はつか」の反当収益は四八〇五〇円前後であるから、約六倍に相当した。

しかしこの「はつか」栽培も第六表の栽培面積の推移にみると僅に明治一七、八年から一〇年代を頂点とする

第6表 村山地方の「はつか」栽培面積

| | 山形県 | 内村山地方 | |
|----|-----|----------|--------|
| | | 町 | 町 |
| 明治 | 18年 | 2275.8 | 1928.1 |
| | 19年 | 2275.8 | 1928.1 |
| | 30年 | (1066.2) | |
| | 34年 | 537.0 | 481.7 |
| | 35年 | 632.5 | 562.9 |
| | 41年 | 198.7 | 192.6 |
| | 43年 | 67.9 | 67.7 |
| | 44年 | 78.6 | 51.8 |

『山形県統計書』による。なお逐年の作付面積は統計の不備により明かでないが、明治20年前後が最盛期であったと推定される。

一〇～二〇年間に衰退して行くこととなる。その主な原因とされるところは、第一には、広島、岡山県を中心として「脳分」の含率高い「はつか」栽培が興り、しかもこの地方の「はつか」栽培も明治三五～六年以降北海道に急速な「はつか」栽培が開始されるに及んで消滅する。第二には価格変動が大きく、これに対応するには農民経済の基盤が薄弱であつたこと（後述）、第三に銹病による被害、第四に養蚕の勃興が掲げられている。⁽¹⁶⁾

こうして「はつか」を中心に、徳川時代に引続いて農民的な商業的農業の発展を示すかに見えた村山農業も、明治中期以降、即ち地主制の発展確立期に達するに及んで、前述のように稻作を中心としこれを補完する形での養蚕業へと推移せざるを得なかつたのである。

第7表 「はつか」の反当生産費

| | 所要労力及び諸資材 | 所要金額 | 備考 |
|---------------------------------|--|---|--|
| 地 付 草 耘 肥 取 燥 | 人 | 円 | |
| (4回) (2回) (5回) (2回) | 4 3 10 7 5 13 20 62 | 1.12 0.84 2.80 1.96 1.40 3.64 5.60 17.46 | 劳賃は食料自弁にて1日男25～30錢とあるからその平均28錢を単価として計算 |
| 整植除耕施肥 計 | | | |
| 根 茎 菜種油粕 | 180貫 | | |
| 寒 肥 料 人 堆 | 70 10 10 300 10 10 | 10貫當り 荷貰來貫 | 乾草夏草は10貫當り1.0～1.5円 |
| 繩 | 300 | 48円 | 秋草は10貫當り2.0～2.5円 |
| 1 反当収穫乾草夏秋合計 | 240貫 | | |
| (当時の玄米1石価格) | | 8円 | |

会田賢三郎「明治時代の山形薄荷」10頁、『農業山形』第2卷10号より作成。

- (註13) 稲葉泰三「畑作物の消長から觀た我国の農業」『農業総合研究』策六卷一号、六頁。
- (14) 註13と同じ、三頁。
- (15) 会田賢三郎「明治時代の山形薄荷」『農業山形』第二卷一〇号。
- (16) “15に同じ、第二卷第一号。

3 養蚕 明治以降急速に発展した養蚕業については多くの研究があるが、山田盛太郎氏によれば、その発展の主な条件として第一に「維新政による養蚕の普及奨励」とこれとともにならう養蚕「適地」への進展、第二に農業内部の条件としては、棉作等の剥奪された「半農奴制的零細耕作（自家農中堅、中農上層部分の場合）」を、自己（米国資本家を終局支点とする所の日本製糸資本）の制縛下へ再編成する過程として⁽¹⁷⁾規定されている。もちろんこの場合にも、徳川封建社会に商品作物として養蚕がある程度の発展を示していたことを前提とすることはいうまでもあるまい。

さきに記したように村山地方の養蚕業の発展についても、最上川河岸の大石田での「役物之覚」にも見出され、この地の輸出用作物の一つであつたことを示している。

しかし明治初期における村山地方の養蚕業の発展は必ずしも著しいものではなかつた。その主な理由は第一に技術的諸条件——それは我が国の養蚕技術の発展に依存すると共に東北地方の気象的諸条件に左右される所が多い——による。山形県においては明治三七、八年以降にはじめて農事試験場において、春蚕・秋蚕の種類試験、或は新蚕種（風穴種など）の試験的飼育が行われていた程度で、これが一般農民の間に普及をみたのはようやく明治末期から大正初期にかけてであつた。養蚕業不振の第二の理由としては、前項に検討した農民的な商品作物として規定した「はつか」栽培の存在をあげることが出来る。即ち前掲「明治時代の山形薄荷」に依れば、「本県各部落において農民競うて近年薄荷栽植の事に従わんとす、……甚だしきは桑園を廢して高価なる苗（薄荷）を購求し、薄荷園となすものこれあり……」と、明治一〇年代における養蚕と薄荷の競合関係を記している。

しかしこれは單に土地利用関係の競合として理解されるだけでは不充分であつて、後述するように「はつか」栽培の衰退と、これに代る養蚕業の発展については、藩政時代、明治初期を通して先に近畿型的性格として規定して來た

村山農業それ自体の性格を、東北型に変貌せしめる過程として把握しなければならない。

明治二〇年代以降における村山地方の桑園面積は、明治一八年には県下総面積の二三%，一、七二四町歩にすぎなかつたが——当時村山地方のみの「はつか」栽培面積は一、九二八町歩——同三年には六千町歩、県下総桑園面積の四四%弱へと急速な発展を示し、明治四〇年代には一万町歩を突破して、県下総桑園面積の五〇%を占めると共に、村山地方の畑面積二万町歩の半ばを占めるに至つた。しかも、「はつか」栽培のいわば短命とは極めて対照的に、大正・昭和期を通して発展を示して来た。参考までに県下の繭生産力の推移を示せば第八表の如くである。村山地方養蚕の発展のテンポが、この表にうかがわれる以上のものであつたことはいうまでもない。

註(17) 山田盛太郎『日本資本主義分析』三五頁。
(18) 「山形県農事試験場史」九頁、九八頁。

4 その他の作物

村山地方農業の畑作における商品作物の基本的な交代関係は、以上に述べて来た紅花、「はつか」、養蚕＝桑園であるが、ここではなお言及しなかつた明治中期以降の一般主要作物の盛衰について述べておこう。

この期における村山農業の主要作物の盛衰は一言にして特徴づけると「稻作（米）及び桑作（養蚕）の二部門への分化集中過程」と

第8表 山形県における養蚕業の発展指数

| | 養蚕戸数 | 蚕種立 種数 | 帰量 | 収繭高 | 蚕種1g当 り収繭高 |
|----|------|---------------------------|-----|-----|---------------|
| 明治 | 28年 | 大正4年 100 105 102 | 100 | 100 | 100 |
| | 33年 | | 126 | 146 | 116 |
| | 38年 | | 155 | 142 | 92 |
| | 44年 | | 157 | 199 | 127 |
| 大正 | 5年 | | 170 | 266 | 157 |
| | 10年 | | 131 | 276 | 212 |
| 昭和 | 2年 | 116 | 138 | 347 | 252 |
| | 7年 | 113 | 131 | 319 | 243 |
| | 13年 | 101 | 103 | 256 | 249 |

『山形県統計書』昭和13年「繭累年表」による。

して把握される。⁽¹⁹⁾ それはおほむね我国農作物変遷過程の基本線を辿るものといえよう。

即ち米作においては明治二一年の二三千町歩から昭和一二年の二六千町歩と四千町歩を増加し、畑作では桑園の明治二一年の二千町歩弱から一三千町歩へと六・五倍の発展を示した。この畑作における桑園の飛躍的発展は当然、自給的雑穀作物の急激な減少と、桑を除く工芸作物の衰退を惹起した。

しかしながら徳川中期以降畑作商品作物の生産を中心と特異な展開を示したいわば村山型農業が、ここで文字通り東北型農業一般に解消したかどうかは残された大きな問題であろう。後述するような大正末期以降の強力な小作争議に示される農民意識の高さ、またそれは、その後もなおテンポは緩いながら櫻桃(全国生産高の八割を占める)、山形りんご、そ

第9表 村山地方の主要作物の趨勢

| | 明治21年 | 31年 | 41年 | 大正7年 | 昭和3年 | 12年 |
|------------|------------------------------|-----|-----|------------------------------|------|---------------------------------------|
| 米 | 22,127.3 2,199.8 837.7 | + | + | + | + | 26,395.3 813.8 1,264.0 1.7 |
| 大 小 榛 | 885.6 178.3 12.8 | - | - | - | - | 204.1 48.2 0.1 |
| 栗 | 1,270.3 35.1 | - | - | - | - | 670.1 ? |
| きひそと 大小甘馬な | 4,666.3 818.9 23.7 | + | + | + | - | 2,740.6 633.9 216.1 |
| うろこ | 322.0 1,690.0 265.0 | + | + | + | - | 942.8 204.5 ? |
| 鈴た藍蘭 | 268.6 381.2 34.5 | - | - | - | - | 3.9 372.2 ? |
| 豆 薯 薯 | 285.9 130.1 | - | - | - | - | 6.2 11.3 0.8 |
| 草 棉 麻 | 1,928.1 2,776.2 | + | + | + | + | ? |
| 茶 つ 桑 ん | 120.1 62.8 9.0 | - | - | 58,437本 109,520 46,070 | - | 13,255.9 10,865本 140,353 |
| は り な 桜 ぶ | 130.5 13.8 48.3 | - | - | 61,884 37,284 60,939 | - | 59,521 111,170 79,274 37,982 |
| 柿 ど 桃 | | | | | | |

の他煙草、ホップ等の商品作物のたえざる導入、継続として残り、戦後に大きな飛躍をみたことなど、やはり依然として本質的には東北型農業になり切れない、近畿型的展開の尾を引く村山農業の性格を物語るものであろう。

註(19) 戸田慎太郎『日本資本主義と日本農業の發展』一七〇頁。

(二) 生産構造——主として土地所有關係を中心として——

以上のような村山地方の農業發展の趨勢は、当然そこにおける社會經濟的構造に反映して行くであろう。かかる意味において村山地方の農業構造を、(1)封建制下におけると、は資本主義の確立期である明治三〇年以降におけるとに分ち、主として土地所有關係を中心に考察を進めてみたい。

1 德川封建制下の村山地方の社會經濟構造は次の点において特異である。即ち、封建社會の經濟組織がいわゆる領域經濟であることはいうまでもない。従つて經濟的循環——領主による農民の搾取と、被搾取者としての農民の自給經濟——もその内部において完結を見なければならぬ。ここに領域經濟の本質規定が存するならば、当然のことながら一領域は一經濟圈を構成しなければならないこととなる。しかしながら社會的生產力の發展はつねに經濟圈の拡大を指向し、市場の拡大を図る。それにも拘わらず德川封建制下の村山地方の領域組織は、それとは逆に發展方向を辿る。

即ち、「徳川封建時代の初期には県内（山形県）では二つの領主があつた。その一つは山形を根拠とした最上氏が村山、最上、庄内に亘つて五〇数万石、他の一つは上杉氏が米沢を城地として置賜三〇万石をそれぞれ領有して比較的まとまつた状態にあつた。ところが元和八年（一六二二年）五月、最上氏が所領を没収されてからは、旧最上家領が

山形、上の山、新庄、庄内の諸藩に分割され、且つその間に幕府直轄地たる天領が入り込み、頗る複雑になつて来た。しかもその状態は固定したものではなく、年代によつてまた相違する。⁽²⁰⁾

これを第一〇表によつてみれば村山地方の変遷⁽²¹⁾「私領、天領入り乱れて正に犬牙錯綜の状態であつた。」村山地方のかかる状態が封鎖的領域經濟を不可能とすることはいうまでもなく、藩財政の窮乏を招き、しかも転封がしばしばであつたことから收奪を計ることのみに急で、長期に、しかも多大の投資を必要とする開田治水などの諸施策は行われなかつた。このことは当然に各河川の治水を不可能とし、最上川をはじめとする諸河川の氾濫はしばし

第10表 藩制下村山地方の領域変遷

| 藩名 | 大阪役後 | 天保15年 | 享保7年 | 文化10年 | 慶応元年 | 明治2年 |
|--------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 山形 | 万石 最上家親 57 | 万石 堀田正虎 10 | 万石 堀田正虎 10 | 万石 秋元久朝 6 | 万石 水野忠精 5 | 万石 水野忠弘 5 |
| 米沢 | 上杉景勝 30 | 上杉綱盛 15 | 上杉宗憲 15 | 上杉齊定 15 | 上杉斉憲 15 | 上杉茂憲 14.7 |
| 庄内 | | 酒井忠真 14 | 酒井忠寄 14 | 酒井忠器 14 | 酒井忠篤 17 | 酒井忠実 12 |
| 新庄 | | 戸沢政定 6.8 | 戸沢正庸 6.8 | 戸沢正彥 6.8 | 戸沢正実 6.8 | 戸沢正実 6.8 |
| 上ノ上 | | 松平信通 3 | 松平長恒 3 | 松平信享 3 | 松平信庸 3 | 松平信安 2.7 |
| 松山 | | 酒井忠宗 2 | 酒井忠予 3 | 酒井忠礼 2.5 | 酒井忠良 2.5 | 酒井忠匡 2.2 |
| 天童 | | | | | 織田信学 1 | 織田寿章丸 1.8 |
| 長瀬 | | | | | 米津政敏 1.1 | 米津政敏 1.1 |
| 米沢新田 | | | 上杉勝周 1 | 上杉勝定 1 | 上杉勝道 1 | 上杉勝道 1 |
| 高畠 | | | | 織田信評 2 | | |
| その他村山地方の私領 (幕末) | 秋元(館林) 4.6 土屋(土浦) 1.3 | 堀田(佐倉) 4 阿部(棚倉) 0.8 | 松前(松前) 3 高力(旗本) 0.3 | | | 万石 |

『山形県農地改革史』2頁による。数字は祿高。

ばで、多くの田畠を荒蕪地と化し、しかもこのことは先に述べた農民収奪の強化と相俟つて本田畠外における商業的農業を促進し、また領主もこれを默認することとなつたのである。

このような商品作物栽培の発展は、農民を強力に貨幣経済に巻込み、階層分解を押し進めることとなつた。

第一表は、村山地方における徳川時代の各時期における農村内部の階級的関係を示したもので、本百姓に対する水呑、名子が高い割合を示しているのをみることが出来る。この場合水呑の存在はとにかくとして、名子の社会経済的地位は時代を下るに従つてその本来の隸属状態を脱する者があらわれ、また他面本百姓が公租の少い名子に転身するなどが生じ、或は脱租を目的として表面のみ名称を変える者が生じるなど、前表に示したそのままが、階層間の割合を

第11表 徳川時代における農民の存在形態

| 村名(現村名) | 百姓 | 名子 | 水呑 | 百姓に対する名子の割合% | 年代 |
|-----------|-----|-----|-----|--------------|------------|
| 野川村(東郷) | 43 | 26 | — | 60 | 元禄5(1692) |
| 小関村(成生) | 16 | 3 | 11 | 18 | 々々 |
| 雀巻田々(玉野) | 32 | 1 | — | 3 | 正徳2(1712) |
| 母袋々(々) | 12 | 7 | — | 58 | 々々 |
| 下柳沢々(々) | 21 | 4 | 25 | 19 | 々々 |
| 白鳥々(大高根) | 68 | 53 | 20 | 78 | 享保2(1717) |
| 野川々(東郷) | 44 | 19 | — | 43 | 寛保2(1742) |
| 上谷地郷 | 570 | 260 | 228 | 45 | 延享1(1744) |
| 志戸田村(金井) | 52 | 2 | 24 | 3 | 々2(1745) |
| 田麦野々(々) | 35 | 25 | 25 | 71 | 宝暦11(1761) |
| 猪野沢々(東郷) | 40 | 20 | 27 | 50 | 明和7(1770) |
| 尾花沢々(星花沢) | 178 | 170 | 43 | 96 | 天明7(1787) |
| 飯塚々(飯塚) | 59 | 39 | 18 | 66 | 天保4(1833) |
| 奈良沢々(千布) | 34 | 58 | 58 | 170 | 々9(1838) |
| 尾花沢々(尾花沢) | 298 | 35 | 49 | 12 | 明治2(1869) |
| 尾花沢領総寄 | 573 | 140 | 179 | 24 | 々4(1871) |

『農業経済研究』第15巻第1号「山形県における徭役労働の研究」斎藤保吉著
「百姓、名子軒数比較」表より村山地方のみ転記。

示すとは考えられないといわれる。⁽²¹⁾しかし一應前表から村山地方の階層分解がかなり急速に、広範に押し進められていることが出来るであろう。また最上川寄りの長瀬村の著名な「質一撥」はこの間の事情を端的に示している。⁽²²⁾とくにこの長瀬村及び最上川をはさんでの西村山郡谷地町などが當時紅花主要な産地であつたことからみて、商業的農業の發展が、水呑、名子など零細貧農の広範な析出をもたらす有力な原因となつて来たことを知ることが出来る。

次に以上述べて来た農民層の分解を裏付けるために資本（一般に封建社会では「資本自体が土地所有的性格をおびていた」という資本をも含めて）の発生及び存在形態について前掲『山形県農地改革史』によつて記しておこう。

西村山郡自布〇家—寛永一六年（一六三八年）四〇両の貸金の抵当として「左沢小市郎前の田地を取り置き」。

寛永一六年（一六三九年）二四両の貸金の代りに一八歳（地名）に「甚兵衛の田地（この年貢五俵）を取り置」いた。

文化文政の頃（一八〇四—一八三〇年）附近の村々を合せて二六八石の石高を有していた。

東村山郡大蔵工家—I家は「大商業資本家として、……出張所を触手の如く最上川沿岸諸所に設けていた。その商品の積出し品としては青苧・紅花・米・蠶・漆等……」、「元禄八年（一六九五年）高ぬきで田畠合せて七反余を引受け、元禄一五年本来の二町六反の他に四町二反余の他人前の土地を有し、その所有地は合計六町八反六畝二歩、村総面積の一三%に達した。」その後の村内分についての推移を示すと、

享保三年

三六・〇石

延享五年

七六・八石

宝曆

六八・七石

明和

九七・四石

安永 七六・八石
文政 七六・六石
弘化 七五・八石

となつてゐる。

なほ明治六年十月の「地主立付米調査」による地主数とその立付米俵数は第一二表の如くである。
以上において徳川時代における村山地方の農業構造を、商品生産を基盤とするかなり顕著な農民層の分解——子、水呑の広範な存在と大地主の発生發展——を示し得たと思う。

2、次に明治維新以降における日本資本主義の發展が、村山農業の土地所有關係をどのように変貌していつたかがここでの問題である。

前項に述べたように村山農業が東北地方にあつて、近畿型的發展を示した原因は、自然条件をおいて問わないならば第一に領域經濟の特異性、第二に領域經濟の特異性を一つの要因とする商業的農業の發展、第三にこれとともに農民層の分解であるといふことが出来る。

しかしながら明治維新に伴う經濟諸制度の改革は、村山地方

第12表 明治6年、大正13年の規模別地主数

| 明治6年 | | 大正13年 | |
|-------------|-----|---------|-----|
| 立附米俵数 | 地主数 | 所有耕地面積 | 地主数 |
| 100~500 | 6 | | |
| 501~1,000 | 8 | | |
| 1,001~1,500 | 21 | 50~100 | 25 |
| 1,501~2,000 | 5 | 101~150 | 9 |
| 2,001~2,500 | 5 | 151~200 | 5 |
| 2,501~ | 4 | 200~ | 3 |
| 計 | 49 | 計 | 42 |

『山形県農地改革史』(山形県刊)13頁による。
尙両年次の比較は1,000俵の立附米を取得する地主の耕地面積は50町~60町の間にあつたとみるとことが出来るので上掲地主数から凡その推移を知ることが出来よう。

の領域経済の特異性の廃絶はもちろん、これに依拠した商品作物の生産をも国民经济的乃至国際經濟的規模での生産の拡大によつて、衰退を來したことは前述のようである。この中にあつて村山農業を東北型農業から特色づけて来たものは、第三の藩制時代から明治初期にかけての広範な農民層分解が結果した、前述の明治中期における高い小作地率に示される地主の土地集積であろう。

従つて村山地方農業の明治中期以降における姿は、過去において専ら土地所有集積に投下された資本が如何なる存在形態乃至方向を示すかが第一の問題点であり、第一にこれに対抗する農民の存在形態がどうであつたかということが出来る。

いさまでなく資本の一般的な存在形態は農業に対してあれ、工業に対してあれ利潤の追求を指向する。しかし明治絶対主義の下での資本は、前期的資本としての性格が濃く、従つてまた「資本自体が土地所有的性格」あびざるを得なかつた。特に東北地方においては封建的色彩が遅い時期まで濃く残存していただけに、一層「資本の土地所持的」傾向は強く、土地所有を通して農業に吸着し、それを支配することによつて明治以降における東北農業の停滞をもたらしたことは数多指摘されてゐるところである。

この間にあつて村山地方がすでに封建末期から明治初期にかけてがなり広範に農民層の分解が促進され、資本の量においても機能の面でもいわば近畿型的存在形態を示した。従つてここで村山農業のもつ問題は、この資本の前期的性格が明治後期、大正の過程を通して一層土地所有的性格を帯びこそすれ、近畿型資本の如く近代的商工業へと方向を転じなかつた点にある。

この資本の商工業への集中過程を通じて、農業に吸着する資本が漸次弱められ、結局自作的土地区分の拡大、いわ

ゆる自作上向型を結果するが、大正初期以降の近畿地方農業展開の基本的なコースであろう。

これに對して村山地方の商工業の発展形態は第一三表の如くである。即ち村山地方の「主要な会社」の資本額は明治四一年と昭和二年の二〇年間に約九〇倍弱の増加を示している。しかしその内訳は専ら金錢貸付業を中心とするものであつて、工業生産への投資は相対的な停滞を示している。しかもこの飛躍的な発展を示した銀行、金錢貸付業が、工業生産の不振な村山地方において、専ら単なる資本の吸上ポンプとしての役割を果すが、さもなくんば當時の地方銀行一般がそうであつたように土地集中に利用されてきたことは見易いことでなければならぬ。

第13表 明治、大正期における村山地方商工業の存在形態

| | 明治41年 | | | 昭和2年 | | | 備考 |
|----------------|-------|---------|-------|------|--------|-------|------------|
| | 会社数 | 公称資本金 | % | 会社数 | 公称資本金 | % | |
| 農業 | | 円 | | | 千円 | | |
| 農地開墾山林經營 | 2 | 2,177 | 0.2 | 3 | 310 | 0.4 | |
| 工業 | | | | | | | |
| 農産物を直接原料とするもの | 9 | 29,400 | 3.2 | 12 | 2,448 | 3.1 | 製糸、紡織、酒造業等 |
| 農業を対象として製造するもの | 1 | 3,000 | 0.3 | 1 | 50 | 0.1 | 農器具肥料製造 |
| その他 | 4 | 558,500 | 61.8 | 5 | 11,550 | 14.8 | 土建、ガス、電力 |
| 計 | 14 | 590,900 | 65.3 | 18 | 19,048 | 18.0 | |
| 商業 | | | | | | | |
| 銀行金錢貸付業 | 4 | 36,000 | 4.0 | 9 | 60,895 | 78.1 | 銀行、無盡、貯金取扱 |
| 農産物売買業 | 6 | 118,500 | 13.2 | 2 | 300 | 0.4 | 米、雑穀等販売 |
| その他 | 2 | 11,000 | 1.2 | 7 | 600 | 0.8 | その他諸業 |
| 計 | 12 | 165,500 | 18.4 | 18 | 61,795 | 79.3 | |
| 運輸倉庫業 | 10 | 145,500 | 16.1 | 11 | 1,801 | 2.3 | |
| 合計 | 38 | 904,007 | 100.0 | 60 | 77,954 | 100.0 | |

『山形統計書』「主なる会社」より算出、明治41年は資本金約1,000円以上、昭和20年は同じく5万円以上。

ない。

こうして村山地方では明治後期以降昭和にかけて、明治初期中期にひきつづいて一途に地主的土地位所有が強化される。それは前出の第一二表、明治六年の立附米五〇〇俵以上の地主と大正一三年の五〇町歩以上所有の地主数の比較において推定され、またこの期における近畿型地域と東北型地域との小作地割合の対比において示される。

周知のように近畿地方においては大正以降、土地所有、自小作別農家構成についても自作化傾向をとるのに対し、東北地方においては殆んど昭和初期から戦時の過程までを通して地主による土地集積は押し進められた。

この中につて前述のように幕末から明治期を通して土地所有関係において近畿型とされた村山農業が、大正、昭和の過程では、東北地方一般の土地集積以上の高さにおいて、むしろ東北型として貫かれたのである（第一四表）。以下吾々は村山農業発展の転換期、即ち近畿型と東北型の交錯の時期とも目される明治後期と大正にかけての農業構造についてやや詳しく内容を検討してみたい。

ここでの分析は主として次の二点に存する。即ち第一は第九表の主要作物の趨勢にみる明治初期から大正にかけての米作、養蚕の急速な発展と、一般畑作物特に「はつか」を中心とする商品作物及び自給雜穀作物の衰退。第二は第一四表の明治、大正、昭和を通しての異常なまでの高さに集積された地主の土地所有と農民の対抗とである。

まず第一点からみて行こう。

第14表 昭和期小作地割合の変遷

| | 昭和6年 | 9年 | 13年 |
|------|-----------|------|------|
| | % | % | % |
| 近畿地方 | 田 51.0 | 51.0 | 50.7 |
| | 畠 32.7 | 32.2 | 32.9 |
| 東北地方 | 田 55.2 | 55.2 | 55.1 |
| | 畠 32.9 | 34.8 | 35.4 |
| 村山地方 | 田 66.7 | 65.8 | 66.3 |
| | 畠 42.9 | 43.4 | 42.7 |

『農林省統計表』『山形県統計書』各年次による。

明治維新の革命は「上からの改良主義的絶対主義的なものではあつたが、然しその革命を通じて我が零細農の農業生産力がその当初において急速に向上しつつあった」という命題は村山農業においても一般的に承認されてよい。即ち明治二〇年～三〇年代にかけての麦作、豆作、甘藷、馬鈴薯などの食糧作物、煙草を中心とする工芸作物生産の発展はこれを裏付けよう。しかしながら先に検討したように「はつか」栽培は一般農作物よりも早く明治二〇年代にはすでに衰退傾向を示した。それは三〇年代以降の食糧、商品作物衰退の前哨的意味をもつものであつた。以上の意味において「はつか」栽培の性格、その成立衰退の諸条件を整理し、栽培の担当者について言及してみよう。

村山地方の「はつか」栽培は、

(1) 徳川封建制下の紅花を中心とする広範な商品作物栽培のあとをうけて生産された、純粹な商品作物であつたこと。

(2) 藩制下の広範な商品作物栽培は、前述したように農民の階層分解を押し進め、明治二〇年代には近畿地方を凌駕するまでの地主の土地集積があつたこと。

(3) しかも明治維新以降の貨幣経済の滲透は封建末期におけるより以上に急速であつたことは当然で、立地的に商業の中心を離れている村山地方においては地租の負担は相対的に大であり、かつ地租はいわゆる土地所有者を対象としたこと。この場合寄生化しつつある大地主よりも中小地主——その少なからざるもののが手作地主と考えられる——乃至自作農に負担がより大きい影響をもつたことは当然のことと考えられる。

(4) 前述したように上からの勧業方針に示された桑茶の栽培を受け入れず、または桑園を排除して「はつか」烟とするごとに示される自主的農民的な作物の導入であつたこと。

(5)

前掲第七表に示したように生産費は高く、反面また米に六倍する収益をあげたこと。

(6)

価格変動が激しく投機的であつたこと。⁽²⁴⁾

(7)

取卸製造など低い段階ではあるが、加工過程までも農民の間に普及していくこと。⁽²⁵⁾

ここに掲げた七項目は、一応の村山地方の「はつか」栽培の性格、諸条件を示すものであるが、これからやや憶断的ながら結論づけ得ることは、「はつか」栽培の担当者が主として零細貧農層のものではなく、むしろその多くは以上の条件を充分に満たし得るものとして、経済的にも比較的強力な、第三に掲げた中小地主乃至は自作農を中心とするものであつたということである。従つて先に述べた明治三〇年代以前における多様な作物の発展的趨勢は、主としてこの「はつか」栽培の担当者にみられるような農村の上層的階層によつて培らされたといふことが出来るのであらまいか。

このようみれば当時の我が国の社会経済的諸情勢、即ち明治初期の西南戦役と好況、及びこれに連る急激なデフレ過程が、農村内部の階層分解を促し、これによる中小地主乃至自作農の広範な転落が、何らかの形で「はつか」栽培にも影響したとみることが出来よう。即ち収益が高い反面に「価格変動が激しく投機的である」「はつか」栽培は、そこにおける迫いつめられた中小地主、自作農の存在形態を示し、明治中期以降の急速な衰退は、中小地主、自作農層の農業生産からの離脱、転落を意味するものではなかつたかということである。他面この中小地主、自作農の転落は地

第15表 明治中期以降村山地方の田小作地率の推移

| | 村山地方 | 山形県 | |
|--------|------|------|---|
| | | % | % |
| 明治 18年 | 52.3 | 36.7 | |
| 23年 | 51.2 | 37.0 | |
| 28年 | 51.6 | 40.6 | |
| 33年 | 52.3 | 41.9 | |
| 38年 | 55.0 | 44.5 | |
| 43年 | 57.5 | 46.7 | |
| 大正 4年 | 57.4 | 48.5 | |
| 9年 | 58.4 | 50.1 | |

『山形県統計書』各年次より
算出。

主の土地集積を一層促進する結果となつたことは第一五表の明治三三年以降の小作地割合の急速な発展に示される。

明治三〇年前後に確立したといわれる我が国の地主制は、地方的にはこうした過程を経て成立し、村山地方においてはこの中小地主、自作農の農業からの離脱、転落によつて、一方には大地主の成立と他方広範な零細小作農層の対立といふ東北型的対抗関係が打ち出される。そしてそれは幕制下から明治中期にかけての村山農業の近畿型的発展傾向をモデル化しつつ、昭和にかけてこの関係を促進するのである。

(三) 農民運動

明治中期まで以上に述べて來たような近畿型的展開を示した村山農業の系譜が、農民意識の中に反映し、それ以降の東北型的農業の推移を極端として受取り、これを排除すべく努めたことは当然といふことが出来よう。即ち具体的には大正後半以降我が国農業危機の發展とともに農民運動の昂揚の中に、村山地方の農民がどのように斗つて來たかといふことである。

村山地方の地主と農民の対抗、斗争は村山農業が先進的近畿型的農業生産構造に立脚したことによつて、藩政時代から深刻な様相を呈して來た。前述した享保の「長瀬一揆」以降にも寛政二二年の「村山一揆」、宝暦五年、天明元年、万延元年、慶應二年の一揆を経て明治維新に至る。これら一揆の性格は「長瀬一揆」が端的に示しているように「諸々の富豪や酒屋、穀屋、質屋」などを襲い「安値米」を出させ或は金銭や土地の借用証を焼却するなどが直接の目的であつた点に注意が向けられよう。即ちそれは土地の所有ないし農民支配が、領主から地主、商人と下の占有者に移つて來ることを示す意味においてである。

これに対し文久元年には農民一揆に対する地主の組織、「泰平講」がもたらされた点などに、村山農業の先進性と地主小作関係の尖鋭さが現われている。⁽²⁶⁾

下つて明治維新においては先に検討したように「はつか」栽培に示される農業生産力の発展乃至維新変革による相対的安定により、明治三十一年の『山形県農事調査書』によれば「大なる紛争を起したことなく」経過したと述べている。しかし大正一〇年の『府県別小作慣行調査集成』によると、「然れども現状を以て進まば他日平和を害するに至るべき虞なきにあらず」と、ほぼ完全にヘゲモニーを握つた地主制——その一つの現われとしてこの期においては第一五表にみる如き耕地整理事業の強行がある——とその下における零細小作農層——自由な商品作物を失い、高額小作料下の米作と生計補充的な養蚕に農業生産を託す——との矛盾の拡大を指摘している。

この矛盾は大正中期以降の農業危機に触発され、全国的な動向には若干のズレをもちながらも第一七表に示すように昭和初期以降において急激な農民運動の昂揚をもたらした。『小作争議地に於ける農村事情』によつて村山地方の事情をみると、当地方の農民組合の設立は昭和二年で「西村山郡谷地町を中心となし、全国農民組合山形県連合会が設立せられるや組合の勢力は破

第16表 耕地整理実施状況（明治34～昭和8）

| 郡別 | 地区数 | 総面積 | 整理前面積 | | 整理後面積 | | 整理費 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|-------|-----------|
| | | | 田 | 畠 | 田 | 畠 | |
| 山形市 | 2 | 21.1 | 0.5 | 18.5 | — | 18.7 | 30,371 |
| 南村山郡 | 4 | 264.6 | 160.1 | 52.5 | 223.4 | 28.9 | 265,465 |
| 東村山郡 | 17 | 1,912.5 | 1,204.7 | 417.1 | 1,646.8 | 80.0 | 1,141,713 |
| 西村山郡 | 24 | 3,395.4 | 2,683.5 | 305.9 | 2,979.4 | 156.5 | 650,922 |
| 北村山郡 | 28 | 3,401.5 | 1,187.6 | 794.6 | 2,820.3 | 563.8 | 4,002,368 |
| 計 | 75 | 8,995.1 | 5,236.5 | 1,588.6 | 7,669.9 | 847.9 | 6,190,839 |

竹の如く最上川対岸なる小田島村、長瀬村、西郷村、大宮村、東根町に漫潤し」、小作料減免——田小作料五割、畠小作料五割乃至全免——を中心に斗つて來た。これの最も昂まつたものに昭和六年の北村山郡小田島村の小作争議がある。この争議は地主一七人、小作人一〇五人の関係人員を擁し、全国農民組合山形県連合会を背景として、「小作争議に伴う暴力行為、住居侵入、器物毀棄」、「恐喝（借金棒引）」といわれるまでの強力な斗いを進め、またこの争議に当つて婦女子や小学校に通学する子弟を勤員するまでに尖鋭で、地方農民運動の一大拠点を形成した。⁽²⁷⁾

これに対しても村山地方と同様に小作地の多い、従つて小作農の多い庄内地方は、小作争議件数としては村山地方をはるかに上廻りながらも、それは専ら「適正小作運動」——この運動は昭和一四～五年を中心として展開されるが、その前身的存在として飽海郡本楯村に設けられた「本楯村耕作協会」があつた。この会則によれば「本会は農事の研究をなし、小作関係を調査改善し相互の緩和を図り、福利を増進するを以て目的」とするもので、これは後に「飽海郡共榮組合」に発展し、地主小作の協調を目的とする小作料協定を図るものであつた——に終止していく。

ここに両地方の農民運動発展の差を認めることが出来るとともに、村山地方農業の歴史的先進性をも確認すること

第17表 村山地方の小作争議発生件数

| | 山形市 | 南村山郡 | 東村山郡 | 西村山郡 | 北村山郡 | 村山郡 | 山形県(例) | 地方計(A) | A/B | % |
|-------|-----|------|------|------|------|-----|--------|--------|-----|----|
| 大正11年 | | | 1 | | 1 | 1 | 4 | 25 | 25 | 3 |
| 12 | | 1 | 1 | | 3 | 3 | 8 | 38 | 38 | 12 |
| 13 | | 1 | | 2 | 2 | 2 | 17 | 17 | 12 | 20 |
| 14 | | 1 | | 2 | 2 | 2 | 10 | 10 | 24 | 26 |
| 昭和1年 | | 3 | 1 | 15 | 8 | 24 | 92 | 57 | 41 | 32 |
| 2 | | 1 | 1 | 24 | 17 | 57 | 139 | 57 | 26 | 24 |
| 3 | | 1 | 2 | 45 | 24 | 84 | 262 | 53 | 222 | 31 |
| 4 | | 2 | 3 | 11 | 25 | 53 | 222 | 57 | 216 | 26 |
| 5 | | 3 | 4 | 13 | 13 | 51 | 247 | 71 | 229 | 21 |
| 6 | | 4 | 4 | 13 | 11 | 69 | 260 | 69 | 220 | 27 |
| 7 | | 4 | 4 | 23 | 11 | 36 | 393 | 86 | 235 | 20 |
| 8 | | 5 | 5 | 17 | 12 | 31 | 292 | 84 | 292 | 29 |
| 9 | | 6 | 6 | 2 | 5 | 57 | 249 | 37 | 37 | 15 |
| 10 | | 6 | 6 | 18 | 26 | 21 | | | | |
| 11 | | 8 | 8 | 10 | 28 | 47 | | | | |
| 12 | | 10 | 13 | 18 | 11 | 84 | | | | |
| 13 | | 12 | 13 | 21 | 14 | 37 | | | | |
| 14 | | 14 | 14 | 14 | | | | | | |

『山形県農地改革史』84頁による。

が出来よう。

註(20) 『山形県農地改革史』一頁以下、山形県刊。

(21) 斎藤保吉「山形県における徭役労働の研究」、「農業経済研究」一五の一、一一頁以下に名子の社会経済的地位も徳川時代中葉に及んで「地主の血縁の名子が生じ、或は自小作の名子が百姓代の地位を獲得し、または名子が更に名子を所有する等の変則が発生して以降（名子の社会経済的地位も）頗る向上するに至つた」とある。

(22) 前掲斎藤氏によれば「長瀬質一撥は享保六年の流質禁止令を名主が債権者の蒙る損害を考慮して握り潰し、農民に通知しなかつたこと」、農民の流質禁止令に対する誤解より発生したものであるが、当時の債務額三、九八〇両、質田畠証文數三二〇通、債務者三〇〇余人、債務者四六人で、享保八年二月一日名子、水呑三八〇余人が名主新右衛門及金貸四六人へ押掛け証文を奪還、質田畠も取戻した」とある。

(23) 戸田前掲書一七〇頁。

(24) 会田前掲書による村山地方の「はつか」の価格は、

| | 脂百斤當 | 油百斤當 |
|-------|------|------|
| 明治二三年 | 二五〇円 | 一五〇円 |
| 二四年 | 二八〇円 | 二〇〇円 |
| 二十五年 | 四〇〇円 | 三〇〇円 |
| 二六年 | 六〇〇円 | 四〇〇円 |
| 二七年 | 七〇〇円 | 四〇〇円 |

とあり「就中明治二七年は一、〇〇〇円の呼声を唱えたる時にて海外の需要急を告げ、横浜の在荷未會有の不足を訴うるに際し、横浜商人はニーゼントを產地に特派し、產地の取卸及び脂油を悉く吸集せんがため、實際横浜の相場は八〇〇円許りなるも產地の買入相場は一、〇〇〇円を唱えたり。同二八年は前年の反動により横浜の在荷は疊積し、產地は販路閉塞して恐慌を來したるを以て恐らくは二五年の価格にも及ばざりしならん。……要するに脂油の相場は海外需給の關係により昇降常ならず從つて取卸、乾草の相場に影響を及し、ひいて耕作反別にまで影響すること甚しく」と記していることから「は

つか」栽培の性格を知ることが出来るであろう。

(25) 「はつか」栽培戸数及び「はつか」製造業者数は会田苗鶴書によれば次表の如くである。こゝでは栽培兼取卸業者の広範な存在がこれに答える。

栽培戸数 製造戸数 二八年製造戸数内訳

二七年 二八年

以上甚だ断片的な資料によらざるを得なかつたが、これを要約して結論にかえよう。

1、村山地方は東北中央部に位置しつつも明治中期まではいわゆる近畿型的農業発展の構造を示して来た。それは高い土地の集積と経営規模の零細化、及び生産力としては米の高反収に示された。

(26) 『福島県農地改革史』四四頁以下に、村山地方の一揆の頻発に対抗し、地主の横の連絡組織としての「泰平講」は文久元年に発生した。偶々その前年（万延元年）は当地方不作で一同難儀いたし、諸人大勢相集り、寒河江表へ相詰めるなど一揆に類する不穏な形勢があつた。それで細谷一族の総帥たる与左衛門が友人を山口村の伊藤義左衛門と再三会合し、地主と小作人の関係につき将来を考慮するところがあつた。……こうして組織されたのが泰平講で……その趣旨としては地主側には年貢の厚薄なきようにし、小作人側には集団的に小作物年貢割の強請なきようにしておこう」という議定書を定めた。このような地主の組織は全国で最も早い時代のものではないかといわれている。

(27) 協調会「小作争議地における農村事情」昭和九年。

四 結 び

この近畿型的農業発展の基調は、徳川中期以降明治初年にかけて、此の地方に広範な栽培を見た紅花を中心とする商品作物の生産、即ち商業的農業の展開であり、これが農民の顕著な階層分解を促進することとなつたのである。2、明治初期以降中期にかけて、紅花生産衰退の後をうけて村山地方にみられた二千町歩にわたる「はつか」栽培を中心とする商業的農業は、一見新たな資本主義的農業生産の地域分化に相応する如くみえながらも、結局それは貨幣経済の急速な滲透に対応する当時の農業生産力発展の担い手であつた中小地主、自作農の最終的な足搔としての役割しか果さず、明治三〇年代には急速に衰退して行く。この「はつか」栽培の時期を転期として、明治後半から大正にかけて、即ち一般的には地主制の確立期以降、村山農業もまた東北型的農業構造——大寄生地主の発生確立と零細小作農の対立、商業的農業の停滞——の性格を色濃くしてゆく。

3、以上のような村山農業の発展過程は、封建社会に芽生えた農業生産の地域性が、資本主義の発展とともになう新たな地域性によつて置換えられた結果とみると出来よう。しかし果して村山農業が完全にその根——近畿型的性格——までをも枯死せしめられ、東北型農業に解消し去つたのであらうか。

この点について村山地方では、大正後期から昭和初期の農業危機の一般的激化に対応し、県下においても、また東北地方からみても特に尖鋭な農民運動を展開し、また農業生産の面においても、戦後急速に開花した果樹、園芸作物の作付が、徐々にではあるが常に根強く育てられて来たことは忘れてはならない。このことは少くとも徳川中期以降明治中期までの村山農業の性格、即ち先進的、近畿型的農業発展の系譜を無視しては理解されぬであろう。

最後にこの稿は、戦後の東北農業生産力発展を理解するための試論であつて、いわゆる「地方市場」問題の観点に立つものではないことを附記しておく。